

広陵町国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月

奈良県 広陵町

【 目 次 】

I. 地域の特性

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

2. 計画期間

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

1. 想定される災害（リスク）

2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

（別紙）推進方針の具体的な施策

I. 地域特性

《広陵町の位置と地勢》

町は、奈良盆地の中西部に位置し、東は三宅町及び田原本町、南は橿原市及び大和高田市、西は香芝市及び上牧町、北は河合町と接している。

町の東部は平坦地が広がり、西部は丘陵地帯となっており、中央部を一級河川である高田川と葛城川が流れ、東端には曽我川が流れており、東西約 4.5 km、南北約 6.0 km、総面積は 16.30 km² となっている。

本町の大部分は、盆地底が占め、海拔 40～60mの平坦な沖積地からなっている。

また、馬見丘陵の地質は、第三紀の終わりの鮮新統から第四紀更新世の更新統にわたる「鮮新更新統」の堆積層と考えられ、海拔 70～80mの丘陵をなしている。

なお、土質は大きい礫なくアルコース質の砂土の所が多く、この土質は開墾した畑作に影響を与えている。

《気候の特性》

地に囲まれた奈良盆地に位置するため、近畿中部特有の内陸性気候であり、概ね温和であるが、気温は寒暖の差がやや大きく、降水量は比較的少なくなっている。

しかしながら、地球温暖化の影響が顕著に表れ、時として大雨となることもある。

《人口の推移、年齢構成等》

本町の人口・世帯数は、令和 2 年国勢調査時点で、33,835 人、11,872 世帯となっている。

世帯数の推移について、いずれの年次も核家族世帯¹が最も多く、全体の約 7 割を占めているほか、世帯人員が 1 人の単独世帯が平成 17 年の 1,017 世帯から令和 2 年の 1,890 世帯と約 1.9 倍（873 世帯）に増加しているのが特徴的です。

《産業構造等》

町では、明治時代後半から、靴下・織布等の製造業が盛んになり、昭和 30 年代からは、プラスチックの製造も行われ、靴下産業やプラスチック産業が地場産業として根づいています。特に靴下は、全国トップクラスの生産量を誇り、本町を代表する特産品となっている。また、本町では、これらの地場産業とともに、豊かな水と肥よくな土壌を生かした農業が盛んに行われている。昭和 30 年代から、ナスや米の生産を中心に発展し、特にナスは、生産量や品質のよさなどを含め、県下三大産地の一つとして知られている。近年では遊休農地などを活用した綿花の有機栽培（オーガニックコットン）にも取り組まれている。

Ⅱ.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本町地域計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、広陵町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本町地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和11年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする。

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1.想定される災害（リスク）

住民の生活・本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、以下のとおり具体的な災害を検討した。

(1).地震

① 内陸型地震（中央構造線断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本町の被害の大きいとされている中央構造線断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・町内で震度6強の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約135人、負傷者：約360人、死傷者：約495人]

○建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの

[全壊：約3,260棟、半壊：約2,030棟、全・半壊計：約5,290棟]

○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約10,400人]

○その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防

災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」)における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

＜奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）＞

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約47,000棟

※広陵町で想定される最大震度は基本ケースで震度6弱、陸側ケースで震度6強とされている。

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約 120万人
	下水道（支障人口）	約 97万人
	電力（停電軒数）	約 88万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 810箇所
避難者数	発災1日後	約 10万人
	発災1週間後	約 26万人
	発災1ヶ月後	約 20万人
帰宅困難者数		約 13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2)水害 ～大和川大水害～（昭和57年）

台風10号が紀伊半島の南海上を北上。8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミリ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミリ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

当町においても、床上浸水4棟、床下浸水159棟の被害があった。農地においては174ヘクタール、畑10ヘクタール、道路では5箇所が冠水した。また、河川では危険水域を6箇所で堤防決壊の恐れがあった。この昭和57年に発生した台風被害のケースまたはそれ以上を想定し、今後当町も災害対策を取っていく必要がある。

(3)土砂災害 ～紀伊半島大水害～（平成23年）

台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風の手が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミリを記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

町内では、この台風による大きな被害は発生していない。また幸いにも土砂災害警戒区域は設定されていないが、今後の気象状況に備え様々な対策や防災意識を高めていく必要がある。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	番号	施策分野	起きてはならない最悪の事態
Ⅰ 人 命 を 守 る	1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
	2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルート of 長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
Ⅱ 住 民 の 生 活 を 守 る	3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
	4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする	5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
	6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

1. 地域強靱化の取り組み姿勢

- (1) 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側から分析し、取組にあたる。
- (2) 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- (3) 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

2. 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- (2) 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。

(3)非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3.効率的な施策の推進

(1)住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。

(2)限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

4.地域の特性に応じた施策の推進

(1)人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。

(2)女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。

(3)地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとする。
 なお、推進方針の具体的な施策は別紙のとおりとし、記載の事業等については必要に応じ、適宜見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。 ・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・住宅用火災報知器設置については、引き続き戸別訪問していく。 ・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。 ・消防関係車両の定期的更新を図る。 ・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。 ・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。 ・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	・洪水ハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。 ・河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPへ映像を掲載する。 ・県と共に内水対策を促進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	・県と共に土砂災害危険箇所の対策及び土砂災害危険区域の基準を見直し場合における積極的な協議。
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	・「自らの命は自らが守る」意識を意識の徹底、正しい避難行動を周知する。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・防災行政無線の維持管理に努める。 ・Jアラート等の更新、維持管理に努める。 ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 （避難行動訓練、避難所運営訓練等） ・移動系無線機器を更新する。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。 ・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断	・災害の規模や被災地ニーズに応じて支援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。 ・道路啓開計画を策定する。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営避難所運営マニュアル」の策定し周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	・職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 ・職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 ・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・非常用電源を確保する。
3-2 被災による治安の悪化	・警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。 ・県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。
3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊	・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、町道）の整備を進める。 ・耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。 ・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう促す。
3-4 食料等の安定供給の停滞	・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、町道の強靱化と整備を促進する。 ・食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ヘリポートの適正な維持管理に努める。

4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 ・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。 ・防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。 ・避難所、学校、保育所などの施設等に個別受信機を設置する。 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、町道）の整備を促進する。 ・石油系燃料やLPGガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 ・上下水道管工事組合との協定締結に努める。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。 ・緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する 4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化
--	---

5 二次被害の防止

5-1	風評被害等による地域経済への甚大な影響 ・風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2	貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 ・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。
5-3	農地・森林等の荒廃による被害拡大 ・間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。 ・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・一般廃棄物処理業者等との協定締結に努める。
6-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し地域コミュニティの結びつきを強くする。
6-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 ・交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

《別紙 1》 ※事業内容については《別紙 2》を参照

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災等犠牲者の発生

- ・公営住宅等整備事業および町営住宅長寿化計画に基づき、町営住宅の老朽化に伴う大規模改修や耐震化または統合化の推進（都市整備課）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅耐震診断補助、耐震改修補助及びブロック塀撤去補助等）、狭あい道路整備等促進事業の推進（都市整備課）
- ・町立幼稚園、保育園、小中学校施設の大規模改修や施設改修（教育総務課・こども課）
- ・老朽化した公園施設及び遊具等の大規模改修（都市整備課）
- ・感震ブレーカーの設置調査及び普及啓発及び補助（安全安心課）
- ・地域の実情を踏まえた、消防団組織の維持及び向上（安全安心課）
- ・消防団の資機材の充実、または団員の実務研修による資質向上及び消防関係車両の定期的更新（安全安心課）
- ・消防水利（消火栓や防火水槽）の適正配置及び改修（安全安心課）
- ・防災士や普通救命講習普及員の計画的な養成等により救助体制の充実（安全安心課）
- ・空き家の再生や除却・修繕等の促進（安全安心課・総合政策課）

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- ・内水対策を推進するため、開発時の調整池整備の徹底、田んぼダムの効率的普及と促進（都市整備課）
- ・洪水ハザードマップの作成や更新及び周知（安全安心課）
- ・ため池ハザードマップの作成及び周知（都市整備課）
- ・平成緊急内水対策事業による貯留施設の整備実施（都市整備課）

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- ・土砂災害危険箇所の指定地域見直しの検討及び協議、またそれに伴う周知（安全安心課・都市整備課）

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- ・地域住民にとって最も身近な避難場所となる都市公園の長寿命化を図り、避難生活の環境向上（都市整備課）
- ・住民ひとりひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために防災知識の普及啓発や防災訓練の校区単位で実施（安全安心課）
- ・全国瞬時警報システム（J アラート）や奈良防災行政通信ネットワークの定期点検を実施（安全安心課）
- ・防災や緊急情報を住民に周知するためのシステム構築（テレビやインターネット回線を利用したもの等）、自治会との連絡方法として簡易無線等を使用した交信機器の構築（安全安心課）、または地域の有線放送と連携した設備の構築。
- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自主防災組織、民生児童委員、消防署、警察署等と平常時から情報を共有し、支援体制を継続（安全安心課）

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・災害時に備え、防災倉庫に備蓄備品を整備するとともに、自主防災組織及び各避難所に対して備蓄倉庫を完備、適時更新して備品管理を行う。また、非常用食料など自発的な備蓄を促進（安全安心課）
- ・災害発生時に人員や物資、救助・救命、医療活動のための交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、広陵町橋梁長寿命化計画に基づき、修繕工事を実施し、道路ネットワーク機能を確保。また、修繕が必要な橋梁及び横断歩道橋を正確に把握し、適切に修繕を行うために、定期点検を実施し、その結果に基づいた長寿命化計画を策定（都市整備課）
- ・家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との支援物資供給協定による流通備蓄の拡充（安全安心課）
- ・被災地への物資等の供給の停滞を防ぐために、緊急輸送道路に接続する町道の道路整備を進めるとともに交通輸送を確保（都市整備課）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・緊急輸送道路の整備を促進するよう要望する。または緊急輸送道路に接続する県道、町道の耐震化・整備を促進（都市整備課）

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの上断

- ・自主防災組織に対して活動や資機材の購入において補助（環境・安全安心課）

- ・消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の意識と知識及び技術の向上（安全安心課）

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・災害発生時に人員や物資、救助・救命、医療活動のための交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、広陵町橋梁長寿命化計画に基づき、修繕工事を実施し、道路ネットワーク機能を確保。また、修繕が必要な橋梁及び横断歩道橋を正確に把握し、適切に修繕を行うために、定期点検を実施し、その結果に基づいた長寿命化計画を策定（都市整備課）【再掲】
- ・各医療機関や医師会等各種団体との協定締結に努める（安全安心課）

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・避難所における衛生環境を整備するとともに、簡易トイレ等の備蓄。
- ・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した避難所運営マニュアルの策定及び修正（安全安心課・けんこう推進課）

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・町有施設等の強化及び耐震化及び建て替えの検討（総合政策課・総務課）
- ・統合型 GIS システムの導入により、災害発生地域の把握やデータ処理を迅速かつ効率的に行える体制を整備（総務課・安全安心課）
- ・業務継続計画（BCP）を作成し、平常時より災害に備えて取り組む内容の精査や訓練の実施（安全安心課）

3-2 被災による治安の悪化

- ・平常時より、各区・自治会におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組むとともに、防犯意識の向上も図る。

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- ・災害発生時に人員や物資、救助・救命、医療活動のための交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、広陵町橋梁長寿命化計画に基づき、修繕工事を実施し、道路ネットワーク機能を確保。また、修繕が必要な橋梁及び横断歩道橋を正確に把握し、適切に修繕を行うために、定期点検を実施し、その結果に基づいた長寿命化計画を策定。（都市整備課）【再掲】

3-4 食料等の安定供給の停滞

- ・家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との支

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・重要な公共施設には非常電源設備を完備するとともに、小型発電機を備蓄し管理（総務課・各施設管理者）
- ・区・自治会との連絡手段として、MCA 無線、簡易無線等を整備し、平常時から通信訓練を実施（安全安心課）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・公共施設等において Wi-Fi を完備し、緊急時に情報の収集・伝達ができるように整備（総務課・各施設管理者）

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・エネルギーの供給停止に備え関係機関や企業と協定締結（安全安心課）
- ・事業所等に対して事業継続計画を策定するよう周知（安全安心課）

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ・重要な公共施設の電気設備及び空調等の設備を整備し適正に管理（総務課・各施設管理者）

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・上下水道施設の耐震化（奈良県広域水道企業団・都市整備課）
- ・区・自治会に対して緊急飲料水製造装置の備蓄の推進（安全安心課）

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・避難所における衛生環境を整えるとともに、簡易トイレ等の備蓄（各指定避難所施設管理者）
- ・清掃・衛生関係組合等との協定締結を実施（都市整備課・安全安心課）

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・各地域における重要となる道路の拡幅整備を促進する（都市整備課）
- ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化（総合政策課・安全安心課）

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・風評被害が拡散しないように町内外に正確な情報を発信する体制を構築する（秘書人事課・産業総合支援課）

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- ・調整池やため池の改修や点検（都市整備課）
- ・ため池のハザードマップを整備するとともに、平常時からマップの周知を徹底（都市整備課）

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- ・遊休農地を増加させないように周知、集落や農業コミュニティの結成（農業振興課）
- ・鳥獣被害対策を適正に実施（農業振興課）

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物発生量、仮置き場、処理方法等を定めた「災害廃棄物処理計画」の策定（リレーセンター・環境政策課）
- ・一般廃棄物処理業者等との協定締結（安全安心課・クリーンセンター）

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・住民ひとりひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、防災知識の普及啓発や防災訓練の校区単位で実施（安全安心課）
- ・移住定住施策により、地域の担い手を確保し、持続あるコミュニティの形成（総合政策課）
- ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できるよう体制を構築（安全安心課・社会福祉課）

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・国道及び県道の整備を促進するよう要望（都市整備課）
- ・町道の拡幅整備を促進（都市整備課）

≪別紙２≫

掲載事業一覧

１－１ 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災等犠牲者の発生

事業名	広陵町立小中学校屋内運動場空調設備新設工事
事業期間	令和８年度～令和１０年度
全体事業費	未定
担当課	教育員会事務局 教育総務課

事業名	広陵町立小中学校空調設備改修工事
事業期間	令和８年度～令和１０年度
全体事業費	未定
担当課	教育員会事務局 教育総務課

事業名	東校区認定こども園整備事業
事業期間	令和７年度～８年度
全体事業費	７００,０００千円
担当課	こども課
備考	認定こども園施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金 学校施設整備交付金

事業名	広陵町既存木造住宅耐震診断補助事業
事業期間	令和７年度～令和１１年度
全体事業費	1,500 千円（50 千円×6 件×5 年）
担当課	都市整備課

事業名	広陵町既存木造住宅耐震改修補助事業
事業期間	令和７年度～令和１１年度
全体事業費	11,500 千円（1,150 千円×2 戸×5 年）
担当課	都市整備課

事業名	広陵町ブロック塀等の撤去工事補助事業
事業期間	令和７年度～令和１１年度

全体事業費	2,500 千円（100 千円×5 件×5 年）
担 当 課	都市整備課

事 業 名	狭あい道路整備等促進事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	200,000 千円
担 当 課	都市整備課

事 業 名	感震ブレーカー設置補助金事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	1,500 千円
担 当 課	安全安心課

事 業 名	広陵消防団第3分団車両更新事業
事業期間	令和7年度
全体事業費	28,500 千円
担 当 課	安全安心課

事 業 名	広陵町老朽空家等除去補助事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	2,000 千円
担 当 課	環境政策課

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

事 業 名	平成緊急内水対策事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	2,111,000 千円
担 当 課	都市整備課

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

事 業 名	広陵町公園長寿命化対策事業
事業期間	令和7年度～令和11年度

全体事業費	300,000 千円
担 当 課	都市整備課

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

事 業 名	防災備蓄備品購入事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	7,500 千円
担 当 課	安全安心課

4-5 下水道等の長期間にわたる供給停止

事 業 名	広陵町下水道ストックマネジメント計画実施事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	548,250 千円
担 当 課	都市整備課

事 業 名	ストックマネジメント計画に伴う調査診断業務委託
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	180,539 千円
担 当 課	都市整備課

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

事 業 名	南郷8号線整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	242,000 千円
担 当 課	都市整備課

事業名	百済赤部線整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	123,400 千円
担当課	都市整備課

事業名	南22号線ほか(自転車走行空間整備事業)
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	140,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	古寺中線整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	600,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	百済中央線バイパス整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	645,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	箸尾準工業地域道路整備事業
事業期間	令和7年度～令和9年度
全体事業費	1,500,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	南2号線整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	310,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	平尾疋相線整備事業
-----	-----------

事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	614,500 千円
担当課	都市整備課

事業名	赤部26号線整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	60,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	橋梁等長寿命化修繕事業 (点検・計画策定含む)
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	500,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	大場線整備事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	353,000 千円
担当課	都市整備課

事業名	大塚地区道路整備事業
事業期間	令和8年度～令和11年度
全体事業費	300,000 千円
担当課	都市整備課